

別紙 2

水産動物の管理施設の確認に当たり配慮すべき事項

1 管理飼育室に関する事項

- (1) 施錠可能な出入口を有し、他の区画と独立した構造となっていること。同一の管理飼育室で、管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育している場合は、管理飼育を行う区画を防水カーテン等により明確に区分すること（区画内には管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育しないこと。）。
- (2) 壁・床は、洗浄・消毒が可能な構造であること。なお、床にあっては汚水等が浸透しない構造であること。
- (3) 飼育用水、器具・機材等の消毒作業を行うために必要な面積が確保されていること。

2 設備に関する事項

(1) 水槽

- ア 輸入する水産動物の生理、生態、習性等に応じた適正な容積を有し、かつ、観察しやすい構造（側面又は上部からの観察が可能で、水産動物の活力の有無等が把握できること。）のものであること。
- イ 死亡した水産動物を取り出すことが可能であること。
- ウ 同一管理飼育室で管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育する施設にあっては、水の飛散、水産動物の飛び出し等を防止する構造であること。

(2) 水温管理機器

管理飼育の対象となる水産動物について、局長要領の別紙 1 の対象疾病ごとの通常の発症水温で、「水産動物の輸入許可業務等に関する取扱要領に基づく具体的手続」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 動検第 671 号）の 5（1）に定める数量を一定の期間管理することが可能な機器を有すること。

(3) 消毒用機材

飼育水、使用機材等を消毒するために必要な容積を有する消毒槽又は貯留槽を有すること。また、踏込消毒槽及び手指消毒器を有し、管理飼育室（同一管理飼育室で管理飼育する水産動物以外の水産動物を飼育している場合は管理飼育を行う区画）の出入口に設置できる構造であること。

(4) 冷凍庫

管理飼育期間中に死亡した個体を、区分して保管できる冷凍庫を有すること。

3 その他

- (1) 管理飼育に使用する用具は、原則、専用のもを備えていること。やむを得ず管理飼育を行う区画から持ち出す必要がある場合は、消毒した上で持ち出すこと。
- (2) 消毒用の薬剤及び中和剤を常備していること。
- (3) 作業ごとの消毒等について手順書を作成し、遵守できること。

(別添「水産動物の管理飼育に係る消毒作業等マニュアル(モデル)」参照)

(4) 水産動物の管理施設確認要領の4の「確認書の交付を受けた者の遵守事項」を履行できること。